

第5弾

名寄市地元企業サポート給付金

新型コロナウイルスの感染拡大、緊急事態宣言などの影響で
売上げが減少している事業者に対して、給付金を支給します！

対象者

名寄市内に事務所、事業所又は店舗を有する中小企業及び個人事業主

対象要件 ①②の両方を満たしていること

① 令和3年5月から令和3年7月までのいずれかの月における事務所等の売上げが、
比較対象月(※)と比べて**30%以上**減少していること

又は

令和3年5月から令和3年7月までの任意の**連続する2か月**の事務所等の売上げが、
比較対象月(※)と比べて**20%以上**減少していること

※ 比較対象月とは・・・前年又は前々年の同月。ただし、開業後1年未満である場合は、開業後の任意の月

② 北海道スタイルを実践するとともに、業種別ガイドラインに準じて感染予防対策に取り
組むこと

申請締切

令和3年8月31日(火)まで

次の支援金の活用もご確認ください

<北海道>

◆ 道特別支援金 A・B (申請期日 (A): 8月31日 (B): 9月30日)

中小法人等 (A)20万円 (B)10万円 個人事業者等 (A)10万円 (B)5万円
北海道特別支援金コールセンター 011-351-4101

◆ 緊急事態措置協力支援金 (申請期日 5月分: 8月31日 6月分: 調整中)

中小企業・個人事業者 1日あたりの売上高に応じて、2.5~7.5万円/日
専用ダイヤル 011-350-7377

<国>

◆ 月次支援金 (申請期日 4月分/5月分: 8月15日 6月分: 8月31日)

中小法人等 上限20万円/月 個人事業者等 上限10万円/月
相談窓口 0120-211-240

上記支援金には重複して受給できないものもありますので、
誤って受給することのないよう、内容をよくご確認ください。

給付金額

どちらに該当するか
ご確認ください。

① 飲食業（移動販売・イートインスペース設置のコンビニ等は除く）

- ・道の時短要請の対象店舗 1店舗につき 限度額 **10万円**
（従来から午後8時を超えて営業を行っている店舗で、北海道の緊急事態措置協力支援金の対象店舗）
- ・それ以外の店舗 1店舗につき 限度額 **50万円**
（従来から午後8時までに閉店している店舗で、北海道の緊急事態措置協力支援金の対象外店舗）

比較対象月の売上げから、選択した月の売上げを差し引いた額に0.9を乗じて得た額

② バス・タクシー業（運転代行は除く）

- 30万円＋保有する車両台数に応じて
タクシー3万円・乗合バス3万円・貸切バス6万円をそれぞれ保有する車両台数に乗じた額を加算

③ 宿泊業（下宿は除く）

- 30万円＋（客室数×1.5万円）＋（6月請求分（5月使用分）上下水道料金×3）

④ 上記①②③以外の事業者 限度額 **50万円**

比較対象月の売上げから、選択した月の売上げを差し引いた額に0.9を乗じて得た額

算定方法

（例）・前年（前々年）の売上100万円 ・選択した月の売上70万円

- ・売上減少額 ▲30万円 ・売上減少率 30.0%

{ 100万円（前年の売上）－ 70万円（選択した月の売上） } × 0.9 = 27万円

- ① 飲食業／（ア） 限度額10万円 交付申請額は 10万円
飲食業／（イ） 限度額50万円の範囲内 交付申請額は 27万円
- ④ ①②③以外 限度額50万円の範囲内 交付申請額は 27万円

申請・添付書類

- ・申請書などの必要書類は、名寄市ホームページからダウンロードしてください。
- ・名寄市役所産業振興課、名寄商工会議所、風連商工会に申請書などの必要書類を設置しています。
- ・給付金の申請は、郵送または窓口で受け付けます。
- ・申請方法や添付書類などでわからないことがあれば、電話でご相談ください。

提出先及びお問い合わせ先

・名寄商工会議所会員・名寄料飲店連合会会員の方

名寄商工会議所 TEL: 01654-3-3155

・風連商工会会員の方

風連商工会 TEL: 01655-3-2077

・上記以外の事業者の方

〒096-8686 名寄市大通南1丁目1番地
名寄市役所 産業振興課 地元企業サポート給付金 受付係
TEL: 01654-3-2111（内線3345）